

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、社員一人ひとりがその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における父親の特別休暇について、対象者全員が取得できるように努めます。

<対策>

● 令和2年4月～

- ・取得促進にむけ、所属長会議や掲示板等により社員に周知を行います。

目標2：育児・介護休業法に関連する制度の利用促進に向け、制度に関する社員等への周知を図ります。

<対策>

● 令和2年4月～

- ・育児・介護に関する諸制度を、所属長会議や掲示板等により社員等に周知を行います。

以上